

第 1 回 国民経済計算体系的整備部会 議事録

1 日 時 平成29年 3月10日（木）16:00～18:15

2 場 所 総務省第2庁舎 6階 特別会議室

3 出席者

【委 員】

宮川 努（部会長）、中村 洋一（部会長代理）、河井 啓希、川崎 茂、北村 行伸、
西郷 浩、関根 敏隆、野呂 順一

【審議協力者】

総務省統計局、総務省政策統括官付統計審査官室、財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、長野県

【審議対象の統計所管部局】

財務省財務総合政策研究所調査統計部：山崎部長、山川調査統計課長ほか

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）付参事官付雇用・賃金福祉統計室：石
原参事官ほか

国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室：渡瀬室長ほか

国土交通省観光庁観光戦略課：舟木課長ほか

【事務局】

（総務省）

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：永島次長、上田次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）：吉牟田統計企画管理官、澤村統計審査官

（内閣府）

経済社会総合研究所国民経済計算部：多田企画調査課長

4 議 事

（1）審議の進め方について

（2）国民経済計算に用いられる基礎統計の改善

（3）その他

5 議事録

○宮川部会長 河井委員がまだいらっしゃっていませんけれども、定刻になりましたので、
ただ今から統計委員会国民経済計算体系的整備部会を開催させていただきます。皆さま、
お忙しいところお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

御案内のとおり、2月23日に開催されました第106回統計委員会におきまして、従前

の国民経済計算部会を発展的に改組しまして、新たに本部会が設置されました。国民経済計算に加えまして、景気や経済活動を動的に把握する一次統計を中心に、当該統計のその時々における課題について機動的に審議する体制を構築することを目的としております。

同日の委員会で、総務大臣から「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」が諮問されまして、審議が基本計画部会と本部会に付託されたことから、当面、本部会では、同諮問について審議することになっております。

また、統計委員会におきましては、私、宮川が、西村委員長から国民経済計算体系的整備部会の部会長に指名されましたので、よろしくお願いいたします。

御審議に参加いただくメンバーにつきましては、お手元にお配りしている参考2の委員の方々8名としております。

そのほか、オブザーバーとして、関係府省、日本銀行、地方公共団体から東京都と長野県にも御出席をいただいております。

後ほど確認いたしますとおり、本部会の審議ですが、非常に短期間に多くの事項を審議していただく必要がございます。皆さま方には円滑かつ効率的な審議に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、まず、本日用意されている資料につきまして、事務局から確認をお願いいたします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 それでは、本日、室長の山澤に代わりまして、私から説明させていただきます。それでは、議事次第を御覧いただきまして、資料を確認させていただきます。資料1-1から4-2までは、全て横の資料になります。資料1-1が、法人企業統計調査に関する事務局からの提出資料、資料1-2が、財務省からの法人企業統計調査に関する提出資料になります。それから、資料2-1が、毎月勤労統計に関する事務局からの提出資料、資料2-2が、厚生労働省からの提出資料になります。それから、資料3-1が、建設関係の統計に関する事務局からの提出資料になりまして、資料3-2が、国土交通省からの提出資料になります。それから、資料4-1が、訪日外国人消費動向調査に関する事務局からの提出資料になりまして、それに関連する国土交通省からの提出資料が、資料4-2になります。

それから、参考1といたしまして、2月の統計委員会で御了解いただきました「公的統計の整備に関する基本的な計画」に関する審議方針を付けております。参考2が、本部会の構成員、それから、参考3が、当面のスケジュール、日程をお示しした資料となります。資料、全てございますか。

私からの説明は、以上です。

○宮川部会長 ありがとうございます。それでは、議事に入らせていただきます。本日は第1回の部会ですので、まずは本部会の審議の進め方について、統計委員会で示された全体の審議の進め方を基に、事務局から御説明をお願いいたします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 それでは、参考1、平成29年2月23日に統計委員会で御了承いただいた審議方針について、ポイントを絞って、私からもう一度御説明をさせていただきます。

まず、この基本計画の審議に当たりまして、審議の視点は3つ掲げられております。1つ目が「統計改革の基本方針」の精査・具体化です。このポイントは、2行目の後段から、基本方針の別紙ⅠからⅣに掲載された個々の政策について精査・具体化する審議を行い、その結果を基本計画の施策として位置付けるとされています。

それから、2つ目が、現行計画からの継承です。このポイントとしては、3行目からの後段、第Ⅱ期計画のうち達成時期を5年目としている施策、それから継続的に実施している施策については、個々の施策の必要性を改めて確認した上で、第Ⅲ期計画の施策として位置付けるとしています。

それから、3番目として、統計委員会として追加すべき事項の検討です。第Ⅱ期基本計画を取りまとめた後の社会情勢の変化、それから統計委員会として示した意見や部会長メモ、今後示される予定の統計改革推進会議等の提言を踏まえて、新たに追加すべき事項の有無、追加する場合の具体的な内容を検討するとされています。

このような視点のもとに、本部会におかれましては、2ページ目を開いていただいて、審議ですけれども、上の方の(2)国民経済計算体系的整備部会では、基本方針の別紙Ⅰ及びⅡに掲載された事項を中心に、御審議をまずいただくということです。

それから、続きまして、3ページ目、具体的な審議のスケジュール等ですけれども、(2)国民経済計算体系的整備部会ですが、ポイントといたしましては、1つ目の丸の前段、国民経済計算と一次統計の更なる連携を推進する観点から、本部会による審議を原則とさせていただきます。これは基本計画部会と異なるところです。

それから、4つ目の丸ですけれども、当面のスケジュール案は別紙2のとおりといたします。別紙2は6ページ目でございます。6ページを御覧いただきたいと思います。3月から4月にかけて3回の部会を、表に掲げる審議事項のスケジュールに従って御審議いただきます。この実際の日程に関しましては、大変恐縮ですけれども、参考3、一番最後にある資料を御覧いただきたいと思います。本資料の参考3ではなくて、資料全体の参考3の1枚紙です。

ほぼ情報は同じですけれども、日程が具体的に書いてございまして、1回目が本日、それから2回目が3月29日の15時から、会場は霞が関です。それから3回目が4月19日午前中で、会場は未定ですけれども、このような予定で、3回の審議でおおむね別表の審議を終える予定としてあります。

それから、資料を戻っていただきまして、次の7ページ目の別紙3を御覧いただきたいと思います。一番右の欄を御覧いただきたいと思います。全体のスケジュールですけれども、当面5月までは、今申し上げたスケジュールで審議をし、5月に審議結果を統計委員会に御報告して、中間まとめをしていただきます。それから6月以降、残された課題について、月1回程度を目途に御審議をいただいた上で、9月に統計委員会にその結果も御報告いただいて、統計委員会はここで基本的な考え方を取りまとめます。その後、必要に応じて追加審議をしながら、12月に委員会全体で答申をいただくというスケジュールとしてあります。

当面のスケジュール、方針につきましての説明は、以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。今、事務局から説明いただいたことにつきましては、基本的に第 106 回統計委員会で決定したものです。本部会では、昨年 12 月に経済財政諮問会議で決定された「統計改革の基本方針」の別紙Ⅰ、Ⅱに掲載された事項を中心に、現行基本計画の評価も踏まえて、課題を精査・具体化し、次期基本計画の方向性等について議論を取りまとめて統計委員会に報告することになります。

私の解釈では、「統計改革の基本方針」別紙Ⅰ、Ⅱに掲載された統計、それぞれの方向性は出ておりますけれども、改めてこういう国民経済計算体系的整備部会で、より国民経済計算、それからそれに付随した統計を頻繁に御利用されているという方々に専門的な見地から御議論をいただいて、それを次期基本計画に反映していくということになるかと思えます。御協力をよろしくお願いいたします。

なお、タスクフォースにつきまして、先ほど資料にはありましたけれども、現時点では設置をいたしません、必要とされた場合には設置を考えたいと思えます。

これまでの説明で、何か確認等、必要な事項がございましたら、お願いいたします。

○関根委員 御説明、どうもありがとうございました。いろいろなものが立て込んでいると言ってはおかしいですけれども、経済財政諮問会議の基本方針の話もあり、その一方で統計改革推進会議の話もあったりして、何か全体が見づらいということもありますので、幾つか確認させていただければと思います。

先ほどの御説明の中で、「統計改革の基本方針」、経済財政諮問会議から出た基本方針を基に考えるというのが、言われていたかと思うのですけれども、そのほかにも前回の基本計画からのキャリーオーバーも当然ある。ここでまず 1 点目の確認ですが、統計改革推進会議で、今、オンゴーイングで話し合われている議題、例えば S U T の話とか、ビジネスサーベイなどいろいろ挙がってきているかと思うのですが、その議題というのは、最終的にこの部会に降ってくると考えてよいのでしょうか。まだスケジュールが見えていないところもあるかと思うのですが、何か推進会議の議論を見ていると、その課題は統計委員会でやってもらいましょうといった発言が時々出てきます。そのため、年間スケジュールに沿ってこれから本部会で議論を進めていくときに、統計改革推進会議の進展によっては、ここでやっている経済財政諮問会議の基本方針プラスアルファのものが、この部会に付託される可能性がある。そのことは覚悟しておいた方がよいのだろうかというのが、まず確認の 1 点目です。

確認の 2 点目ですが、経済財政諮問会議の基本方針と、今後のスケジュールに係ってくるのですが、頂いている別紙 3 を見ていると、基本的には、次期基本計画を作っていくための答申案を作るのが我々の仕事であるという形になっています。基本方針で示された検討課題のうち、来年度、要するに年度をまたいで 2017 年度に実施する予定の案件は次期基本計画に盛り込まないということですが、これは、次期基本計画は 2018 年度以降のものであり、再来年度以降までに係る案件を次期基本計画に載せるという整理になるのからだと思えます。ただし、経済財政諮問会議の基本方針に掲げられている課題の中で、来年度中、要するに 2017 年度中に検討せよと言っている課題については、統計委員会にどうか、この部会に報告されるものという理解でよろしいのでしょうか。

要するに、頂いた基本方針の中で精査せよと言われたもののうち、再来年度以降に関わる課題は次期基本計画に載りますから、どこかで統計委員会で審議できるということだと思うのですが、来年度で検討しろという課題については統計委員会で審議できないという理解か、それとも我々は再来年度以降の次期基本計画に対して何を盛り込むかを審議するのみならず、そうした課題も検討できるのでしょうか。

これとの関わりでいくと、このスケジュール表を見て思っていたのですけれども、私の雑ばくな理解では、3、4、5月は、諮問会議の基本的な考え方を踏まえて、何か中間取りまとめみたいなものを作っていく。この中間取りまとめというのは、再来年度以降の次期基本計画にどのようなものを盛り込むかということを考えているわけですね。6、7、8月に議論するとされている「残された課題」というところは、現時点では内容が定まっていません。統計改革推進会議の結論は、大体4、5月で決まってきた、「骨太の方針」に反映されると思うのですが、そこで示された課題も次期基本計画の中に織り込まなければいけないため、それを6、7、8月で「残された課題」として、議論していくというスケジュールでしょうか。また、先ほど申し上げた直前の点に関連するのですが、基本方針のうち来年度中に片を付けましようと言っているものについて、この時期から徐々に御報告いただいて、この部会で、それで良いとか、もう少しこういうことをやった方が良いとか、検討していく時間が確保されるという理解でよいのでしょうか。以上が大きく言って2つ目のポイントです。

まとめると、統計改革推進会議との関係が1つ目、2つ目は、経済財政諮問会議の基本方針の中で、来年度中に片を付けると言っているものは、我々の部会のところで何らかの審議・検討をするのだろうかという点。これは基本計画と関係ない話になりますので、それをどのように考えているのだろうかということですが。

3点目ですが、基本方針で来年度片を付けると言っているものの中で、御報告いただいたり、各府省でいろいろやっているうちに、もう少し時間がかかりそうだという案件が出てくると思います。「そんな簡単なものではなくて、2017年度中と基本方針には書いてあっても、やってみたら大変でした。」といったような課題というのは、基本的に再来年度以降の次期基本計画にキャリーオーバーする形で入れられるという方針でしょうか。こちら辺、微妙なところがあるのですが、統計委員会の今までのやり方ですと、そういったところの基本計画にしっかりと書いていないと諮問できないという形になっています。そうすると、2017年度中に検討するものでキャリーオーバーしてしまったものについては、次期基本計画に入れるということをどこかでしっかりと担保していた方がよいのではないだろうかとは思いますが。例えばそれについてはフォローアップをどこかでやるというようなことを入れるなどして、再来年度以降の次期基本計画の中に必ず入るような形に作るということです。ここまでいくと心配性と言われてしまうかもしれませんが、他の委員の方々の御意見も聞きたいような気がするのですけれども、いずれにしろそういった整理でよいのでしょうかということですが。

もう1回繰り返させていただきますと、統計改革推進会議には必ずしも全ての委員が出ているわけではないので、なかなか話が見えないかもしれませんが、それとの関係をどう

考えるのか。経済財政諮問会議で出ている基本方針の中で、来年度中に片を付けるものについては、どこでどういう形で議論するのだろうか。3点目は、その中の基本方針の中でやっていったら、この年度中では難しいと思ったものについては、どういう形で次期基本計画の中に盛り込んでいくと考えればよいのか。以上、3点です。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 それでは、事務局から、僭越ではありますが、今の御質問に関して御提案という形にさせていただきたいと思うのですが、1点目、統計改革推進会議からの関係につきましても、先ほど御覧いただきました参考3の、1回目、2回目、3回目のスケジュール、内容が書いてありますものの注の2番目に、統計改革推進会議から追加があった場合は、その時点で審議事項の追加という規定があります。年度後半、6、7月以降の対応については、御指摘のとおり、新たな課題が、別紙に掲げられている以外の課題が加わってくるのではないかと考えています。それで、先ほど部会長からもお話がありました、その場合、タスクフォース等も機動的に活用しないとなかなか難しいのではないかと考えている次第です。

2点目、3点目、類似している話でございますので、もう一度整理しながら説明させていただくと、確かに基本方針の中には、御指摘のとおり、今年度・来年度に実施と書き込まれている課題もありますが、現時点ではその実現が図られるか否かというのは必ずしも明確ではないという課題もあろうかと思っております。また、御指摘のとおり、実施している、取り組んでいる途上で、新たな課題、プラスアルファの課題が見えてくる場合もあろうかと考えております。このようなことから、統計委員会における審議におきましても、基本方針に掲げられております今後の取組の予定を確認していただいた上で、現時点で本当に本年度又は来年度に実施が完了するのか。完了できないという場合には、いつまでに取組を行っていくのかというようなこと。それから、課題はクリアしたのだけれども、御指摘のように、確認の結果、次の段階へとステップアップが必要なものが見られる。そういう場合には、次の段階に、いつまでに何をしていけばよいのかというようなことを御確認・御議論いただきたいと思いますと考えております。この御議論の結果、基本計画に盛り込まれた場合は、基本計画のフォローアップの対象となりますので、まずそういう観点で御議論いただければと事務局では考えている次第です。

また、この次期基本計画策定のための審議は、今年の12月に答申をいただく予定としております。したがって、現時点では次期基本計画の課題として盛り込むか盛り込まないかを決めたい場合、課題の整理の中では保留扱いとしておいて、答申までの間にその進捗状況を再度確認するなどして、最終的にどの事項を次期基本計画に盛り込むのかということを考えれば、平成29年12月までの間に見極めはある程度付くのではないかと考えている次第です。

事務局からは、以上でございます。この辺り、委員の皆様方で御議論いただければと思います。

○宮川部会長 ほかに、この件に関してもし御質問等あれば、よろしくお願いたします。

私見ではありますがけれども、私も統計改革推進会議に出っておりますが、現時点では並行して走っているということで、統計改革推進会議で何らの結論もまだ出ていない段階です

ので、何をどう盛り込むかというようなことについては、お答えすることがなかなかできないと思います。多分、私が最初に聞いた中では、要するに統計委員会が通常行っている業務の流れというか、そういう仕事とは独立にというか、あまり重複しない形で現在の会議が設定されたとは私は理解しております。ただ、最後に議論を詰めることになったときにどうなるかというのはよく分かりませんが、それにまた、統計改革推進会議では、統計委員会の西村委員長も出ておられるので、その辺のところは西村委員長の委員長としての御意見が、まず尊重されるべきではないかと考えております。

それから、2つ目の時期のポイントですけれども、それについては、今、事務局から説明があったように、当面、既に12月の改革の基本方針の別紙Ⅰ、別紙Ⅱに記載されて、しかも国民経済計算体系に関係のある統計についてはここでやってまいりますけれども、その過程で進捗状況について更なる検討が必要だとか、場合によっては、中間報告のような状況までに結論を付けなくてはいけないというわけではなくて、今、事務局からの説明があったようなタスクフォースを設定するなり、それから再度確認をするなりという期間が、次期基本計画、最終的な策定の前までにまだ時間があるので、それを活用するということだろうと思います。よろしいですか。

それでは、ほかに御質問がないようでしたら、議事を進めさせていただきます。それでは、統計委員会令第1条第5項の規定によりまして、部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するとされておりますので、私としては中村委員に部会長代理をお願いしたいと思います。中村委員、よろしいですか。

○中村委員 お引き受けいたします。

○宮川部会長 ありがとうございます。それでは、よろしく願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、具体的な項目の審議に入りたいと思います。本日は、「統計改革の基本方針」の別紙のうち、「国民経済計算に用いられる基礎統計の改善」に係る項目を中心に審議を行います。

先ほど事務局からも説明がありましたとおり、項目ごとに、「統計改革の基本方針」の対応方針、現行基本計画に該当項目がある場合にはその内容、これまでの統計委員会の意見、担当府省の取組状況の概要、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方の案を整理した資料を用意しております。資料の説明を受けた後、御審議をお願いしたいと思います。

審議の際ですが、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方の案を中心に御審議いただきたいと思いますが、特に、統計改革の基本方針を踏まえ、より具体化した考え方となっているか、また、現行基本計画の課題の進捗状況を踏まえて、次期基本計画においてはどのように取り扱うべきか、更に新たな観点から取り組むべきことはないか、それから、先ほど関根委員からのお話もありましたように、今年度、また来年度といったようなものについての進捗状況ということで、御意見をいただければと思います。

また、本日の審議の結果を踏まえ、審議対象である各統計に係る次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方を取りまとめることになっておりますが、取りまとめた後に、

現在統計改革等に関する各種検討を行っている統計改革推進会議におきます検討結果等を受けまして、先ほど事務局の話にもありましたように、本日審議対象とした統計について、再度更なる審議を行うこともあります。あらかじめ御承知おきください。必ずあるということではなくて、並行して行っている会議の都合上、我々がもう一度吟味する期間があるということから、そうしたこともあり得るということでございます。このことは、次回以降の部会で審議する統計についても同様でございます。

それでは、本日の審議の順番ですが、1番目が法人企業統計調査、その次に毎月勤労統計、3番目に建設総合統計、建築着工統計、建築物リフォーム・リニューアル統計、そして最後に訪日外国人消費動向調査の順を予定しております。

まず、法人企業統計調査について御審議をいただきます。資料の説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 では、事務局から、まずは説明させていただきます。資料1-1の1ページ目、上段を御覧ください。経済財政諮問会議の先ほど来お話の出ております基本方針の別紙Iにおきましては、審議テーマに書いてありますが、民間企業設備投資・民間在庫投資というサブタイトルのもとに、ここにありますように、法人企業統計調査の改善について5つの課題が、それぞれの検討の始期又は期限を付して記述されているところです。

このうち①につきましては、本委員会における平成28年度の未諮問基幹統計審議でも指摘されております、中小企業の精度向上に向け、内閣府の「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会」で財務省が示された対応案を盛り込んでいるものです。

次の②は、未諮問基幹統計審議において指摘されました精度向上に向けた取組が盛り込まれているものです。

次の③の季報の早期化、④の研究開発投資の四半期把握については、未諮問基幹統計審議では、③は現在の精度確保を前提とすれば困難と整理されているところですが、基本方針の取りまとめ過程において、試験調査の実施、検証等を通じて内閣府と協力して、QEの精度向上に向けた取組の一つとして取り組んでいこうというものです。④も、未諮問基幹統計審議での課題提起に取り組んでいこうというものです。

最後の⑤につきましても、未諮問基幹統計審議において積極的な対応が指摘されている事項を具体化したものです。

次に、その下の段に、現行基本計画に関連するということで、最後の⑥がありますが、この⑥の課題も未諮問基幹統計審議で取り上げられたもので、既にここに掲げられた課題の多くは、これまで一度は統計委員会で議論されている状況です。

○上田総務省統計委員会担当室次長 続きまして私から、これまでの統計委員会に出していただいた意見について、改めてポイントを絞ってお話をさせていただきます。法人企業統計調査につきましては、1年前の報告書で、今後の課題について整理をされているところ です。

ポイントを絞って幾つか御紹介をさせていただきますと、まず1つ目の丸、本調査の母集団名簿の企業数と事業所母集団データベースの企業数にかい離があるため、今後、この

かい離の要因を、関係省庁と連携して詳細に検討する必要がある。これは今年度の3月までに結論という課題を出しています。

それから、3番目の丸、売上高による層化抽出は中小企業部分の精度向上に資する可能性があるため、売上高の情報を把握している事業所母集団データベースと本調査の母集団のかい離の要因解明を行った後、売上高や雇用者数等による層化抽出について検討する必要がある。これも平成29年3月までに結論となっています。

それから、1ページおめくりいただきまして、下から4つ目の丸ですけれども、欠測値補完については、精度向上に向け更なる手法の改善が必要である。この一方策として、日銀短観などで採用されている方法など他統計の事例を研究するとともに、本統計で調査している各種財務諸表との会計上の整合性も考慮した上で、学識経験者等の意見を聞きつつ検討する必要がある。これは現在着手をしていただいているものと承知しています。

それから、次の丸、調査票の回収率については、オンライン調査の推進や電話督促業務の外部委託の全国展開など様々な取組を通じて改善している点は評価できるものの、更なる督促方法の改善などを通じて、引き続き回収率向上に取り組むことが重要であると申ししています。

それから、その次の丸、研究開発費を調査項目とすることについては、2008SNA導入後の動向を注視しつつ、他統計との役割分担も考慮し、今後、国民経済計算を所管する内閣府等の関係府省と意見交換をしながらその可能性について検討する必要があるということで、これは現在検討中であると承知しています。

以上が、指摘をしている課題のポイントでございます。私からは、以上です。

○宮川部会長 それでは、財務省から御説明をいただきます。

○山崎財務省財務総合政策研究所調査統計部部長 財務省です。それでは、法人企業統計について説明をいたします。資料1-1は、2枚目の下段の方、担当府省の取組状況の概要というところの6項目について説明をいたします。私どもが用意しました資料1-2のスライド、これと併せて御覧いただければと思います。

まず資料1-1の①でございますけれども、調査のオンラインシステムと会計ソフトの連携につきましては、開発業者が法人企業統計のオンラインシステムに対応したソフトを開発しやすくなるような方法等について、今後検討を予定させていただいております。

資料1-2のスライドを1枚おめくりいただいて、会計ソフトとの連携のスライドがあるかと思いますが、ここの下段の方に、例えばというところを御覧いただきますと、既に国税庁のe-Taxでは、納税者にとって使い勝手のよい会計ソフトが提供される可能性を考え、e-Taxソフトに関連する仕様を会計ソフトウエア開発業者向けに一般公開をしております。法人企業統計においても同様に、オンライン提出に用いる法人企業統計の電子調査票の仕様、これを一般公開することを検討してまいりたいと考えております。近々、会計ソフト関係団体や大手会計ソフト会社に接触することを予定しているところです。

次に、資料1-1-の本文の②ですけれども、督促及び欠測値の補完方法の改善につきましては、今後検討ということになっております。督促につきましては、全国の財務局・財務事務所による電話・文書・臨戸督促に加えて電話督促業務を外部に委託するなど、

様々な方法で企業に接触する回数を増やすことで回収率を向上させるように工夫しているところですが、現時点ではまだそれ以上の案がございませんが、更にどのような方策が考えられるか検討してまいりたいと考えております。

欠測値の補完方法の改善につきましては、昨年3月の未諮問統計審議結果におきましても、更なる手法の改善が必要という提言をいただいております。これも、当法人企業研究会で学識経験者の意見を聞きつつ検討を開始したところです。

次に、本文③の1次QE推計に間に合わせるための早期化につきましては、2019年度からの試験的な調査に向けて、財務省において具体的な調査方法について今後検討を予定。試験調査の結果を受けて、内閣府において、同結果を反映した場合における1次QEから2次QEへの改定幅の試算を行い、財務省において本格的な調査に移行するかどうか検討するとさせていただいているところです。

スライドの3ページ目を見ていただきますと、1次QEに間に合わせるための早期回収というスライドがありますが、経済同友会から早期化に向けての前向きな御提案をいただいたことも踏まえまして、昨年12月に内閣府の「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会」からの報告を受け経済財政諮問会議におきまして取りまとめられました「統計改革の基本方針」において、1次QE推計に間に合うよう早期化を図ること、この早期回収を前提に研究開発投資を調査項目に追加することについて検討するよう提言があったものでございます。

この早期回収につきましては、スライドの左下、真ん中辺りに書いてありますが、具体的な実施案と記載してあります。経済界の御協力をいただいて、大企業に限定して、1次QEの推計に必要な設備投資、在庫投資及び研究開発費について早期の調査票の提出を依頼、期日までに提出あったもののみを集計して1次QE推計のための速報を公表することを考えているところです。

しかしながら、同ページ点線の左一番下ですが、検証に当たり克服すべき課題というところに書いてありますが、1次QE推計に間に合わせるためには、金融商品取引法の四半期開示よりもかなり早い段階で調査票を提出いただく必要があります。右下の方にスケジュールを書いてあります。これは昨年の12月発表の7-9月期の例ですけれども、11月14日に1次QEが公表されております。この日がちょうど9月末の金融商品取引法上の四半期開示期限となっておりました。1次QEに間に合わせるためには、赤書きの左側ですが、10月下旬には回収の締切りをしなければならない、このようなスケジュールになってくるのではないかと考えております。約半月ぐらい早くなるのではないかと考えております。

調査項目を1次QE推計に必要な項目に限定し、対象も限定しということで、当方としても企業負担には十分配慮しながら検討していきたいと考えておりますが、これらの課題を含め1次QEの精度が確保できるかどうかの検証を行い、本格的な調査に移行するかどうか十分な検討が必要であると考えております。

本文④でございます。同じことですが、四半期報の早期化を前提とした研究開発投資の調査項目への追加です。③と同様に、2019年からの試験調査の実施に向けて、今後検討

ということになっています。

スライド3ページ目を御覧いただきまして、研究開発費の追加に関する議論というスライドがあるかと思えます。研究開発費の追加につきましては、昨年1月、基本計画部会でも御報告をさせていただいているところですが、開示を行っていない非上場企業に研究開発費の把握という新たな作業負担を課すということにつきましては、大企業には相当な御負担をおかけすることになると考えております。先ほど申し上げましたとおり、当方としても企業負担に配慮しながら検討していきたいと考えておるところですが、法人企業統計は企業の御負担をいただいて成り立っている統計だということを十分承知して、我々、統計を作っているところです。そのために、昨年12月に諮問会議で提言をいただいて、年明けすぐに経済同友会、それから、今日、野呂委員いらっしゃるんですが、経団連統計部会でもお時間を頂戴し、御報告をさせていただいたところです。GDPを所管しております内閣府とも、様々なスケジュール、内容、議論を今後積み重ねていかなければならないとは思いますが、我々、できる限り企業負担軽減に配慮はしていきたいと考えておるところです。

本文の⑤です。継続標本のみを用いた計数の参考提供です。昨年3月、審議結果報告におきまして、統計委員会から御提言をいただきました。主要項目である売上高、経常利益及び設備投資について、継続標本のみを用いた計数による前年同期比増加率を参考提供すべく検討とさせていただいたところですが、現状といたしましては、当方の法人企業研究会の中で御検討をいただきました。平成29年4-6月調査からの参考提供に向けて、2月にその内容をパブリックコメントとしてホームページで掲載をし、来週いっぱい意見募集をしているところです。

最後に、⑥ですが、これは以前の基本計画から課題として残っているものです。資本金1,000万円から2,000万円の標本抽出方法の見直しです。これは現在のやり方としては、資本金と業種で層化している抽出を、更に売上高で細分化して抽出を行ってはどうかという提言です。昨年1月、基本計画部会における審議の際にも御説明申し上げたところですが、売上高で細分化して層化するためには、母集団名簿に売上高に関する情報が含まれている必要があります。現在の法人企業統計の母集団名簿にはありません。よって事業所母集団データベースの活用が前提となりますが、しかしながら、法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースには法人数のかい離が生じているということがあります。当省におきまして、経済センサスの名簿とマッチングを行っております。資本金1億円以上につきましては大部分の法人が一致しましたが、資本金1億円未満については大きくかい離していることが判明しております。かい離の要因解明につきましては、総務省とも御相談しながら検討を進めているところですが、数が多いということがありまして、現状なかなか進んでいないというところです。引き続き検討はしていかなければならないのですが、総務省において31年度から実施されます経済センサス基礎調査、ここに新たにプロファイリング活動及びローリング調査が実施されるということをお聞きしております。更に法人番号による名簿の整備も今後進んでいくことと思っておりますので、これらの結果も踏まえて、更に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。それでは最後に、事務局からもう一度お願いします。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 それでは、資料1-1の3ページ目の一番下の欄になりますが、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方の案の部分について説明させていただきます。この部分はあくまで議論のたたき台として提示させていただくものですので、適宜、課題の追加、この案に対する修正、実施期限の設定等について御意見をいただければと考えております。

では、具体的に説明させていただきます。まず、冒頭御説明した①から⑥までの6つの課題のうち、⑤の断層調整値の提供に関しましては、先ほどの財務省の御説明、それからまた関根委員の御指摘にも関連するところではございますが、基本的には平成28年度末までの課題となっておりますし、実現可能性が確認できるということであれば、次期基本計画に盛り込む必要性は乏しいのではないかと考えております。このため、次期計画には、残る5つの課題のうち③と④を統合いたしまして、4点の課題に整理して盛り込んではどうかと考えているところでございます。

1点目としましては、ICTを活用した報告者負担の軽減と、中小企業を中心とした回収率の向上、集計事務の効率化という観点の課題です。2点目は、欠測値補完に係る検討実施です。3点目は、内閣府と協力し、QEの精度向上に向けた季報の早期化、充実方策の検証というところです。4点目といたしましては、第I期基本計画から3期連続となる課題とはなりますが、母集団名簿の整備と、層化抽出方法の見直しに関する検討です。

私からの説明は、以上です。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明につきまして御質問、御意見等がありましたら、お願いいたします。

○野呂委員 今、御説明いただきました資料1-2の2枚目の表の、1次QEに間に合わせる早期回収の試験的実施の件でございますが、事前に経団連の統計部会でも財務省から御説明いただいております。事前の情報提供、どうもありがとうございました。また、今日の御説明でも、企業が対応できるかどうかを慎重に判断いただくということで、2019年の実験実施までに、報告者である企業の対応可能性については、是非よろしく御検討をお願いしたいと思います。それに際しまして、法人企業統計のどの項目の早期化が必要か、どの程度の精度が必要か、また、この資料に書いてある例では、ほぼ1か月近く早くするわけですけれども、これほど早くしないと本当に間に合わないのか、つまり時期の問題。さらには、早期化することによって、ひょっとしたら数字の間違いが出るかも分からないのですけれども、その時の訂正する方途はあるのかなどにつきまして、御検討いただけたらと思っております。

それから、もう1つが、ここにも書いてあります四半期開示そのものが、今、金融審のディスクロージャー部会で、簡素化であるとか、項目の見直しであるとか、あるいは自由度の向上であるという、かなり抜本的な見直しが検討されておりまして、それとの整合性も併せて御検討いただくと、企業側としては、どういう段取りになりどういう負担になる

のかを考えやすいのではないかと考えています。

それから最後に、今の御説明で、早期回収は経済同友会の提言を参考にさせていただいたということでした。確かに、一つの参考にはなるかと思いますが。ただ、私もこの提言がどういう経緯でされたかについては全く関与しておりませんが、経団連は会員が企業であるの対しまして、経済同友会は会員が個人でございまして、私も経済同友会の幹事を務めており、様々な委員会に出席しておりますけれども、ここでは個人としての意見を申し上げます。そこで、経済同友会に、どの程度実務担当者に十分対応可能であるという検証をされているかということについて、一度御確認された方がよいのではないかと思います。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。ほかに御意見ございますか。

それでは、川崎委員。

○川崎委員 いろいろ丁寧な御説明、ありがとうございました。私が申し上げたいのは、今、野呂委員がおっしゃったことの反復なり、あるいは同調する意見と受けとめていただけたらと思うのですが、私は全く同じページの資料を拝見しながら、これはほとんど無理ではないかという感じを正直言って持ちました。つまり、早期化をしたいという願望は分かれども、かなり難しいのではないかということを経験しながら、これは進めていくしかないのではないかという気がしております。

このようなことは、統計の公表の早期化とか改善を求めるべき立場の統計委員会での議論にはなじまないかもしれませんが、私は現実をきちんと見据える必要があると思います。なぜそう申すかという、開示期限と回収締切りが明らかに逆転しているわけです。それから、私も今日来る前に、幾つかの企業の四半期の開示の状況を見てみましても、Q Eの公表の1週間か2週間直前ぐらいにしかなくなってないので、これは企業から見ても、社内できちんと数字がまとまる前にその数字を出すというのは恐らく相当難しいということは、まず我々自身も前提に置く必要があるのではないかと思います。

だから何もしなくてよいのかというと、私はそういう意味ではなくて、むしろ、1次Q Eが本当にフルの国民経済計算と同じ定義で作らなければいけないのかということ一度問い直すべきだと思います。情報がないならいい、この部分がギャップだということもきちんと示しながら情報を提供していくというのにはありではないかと思うので、その辺りのことはもう少し工夫していかないと、これは誠実に回答しようとしている企業にもかなり御負担をかけ過ぎてしまうところがあるのではないかと思います。

それから、もう1つは別の意味での解決策ですが、今、財務省で真剣に、早期回収で、特に大企業中心にそういったことを取り組んでいくことを検討しておられるということは大変よいことであり、是非進めていただきたいと思うのですが、それはQ Eだけの問題ではないと私は思います。これはこの前の統計改革推進会議の幹事会でも出た議論だったと思いますが、大企業だけを中心に、これを個別の調査ごとにアプローチしていくのではなくて、複数の調査、いろいろなところで大企業に御負担があるので、そういうところだけを重点的に政府横断的に取り組むような体制をとるとするのは、統計制度全体にとっての大事な課題ではないかと思います。

ですから、財務省の御努力は多としますし、是非続けていただきたいのですけれども、同時にこれの解決策として、私は政府横断的な大企業の回答しやすさ、そして、ある程度個別の企業にも配慮したような回答を得る体制を作ることを、これから本気で考えていかなければならないのではないかと思います。そういう意味で、この事務局から4つほど基本的な考え方の案として提示していただいておりますが、それに加えて今のようなこともこれから含めていけないかと、また引き続き議論をお願いしたいと思っています。

○宮川部会長 関根委員。

○関根委員 まず第1に、私も野呂委員、川崎委員のお話というのは非常に重要なものだと思います。川崎委員もおっしゃられていますが、統計改革推進会議では、新たにビジネスサーベイなるものをやり、企業を調査対象としたいという話もありますので、それを部会長のおっしゃるようにこの部会で議論するのかどうかは別問題として、そういう現実を踏まえた上で、企業にどのようにお伺いするのがよいかを考えることは、どこかがやらなければいけません。これが1点目であります。

2点目は、話がずれて恐縮ですけれども、しかもしつこいと言われるようなことを覚悟しながら申し上げているところもあるのですが、先ほどの資料1-1の財務省からの御説明の中で、資本金1,000万円から2,000万円、これはなかなか大変だというお話がありました。資本金1億円以上については大部分の法人が一致したということですが、資本金1億円未満については大きくかい離していることが判明したということがありました。それについては、今後、プロファイリングなどを行うセンサスとの関係で考えましょうということでした。それはそれでもっともだと思っはいるのですけれども、「かい離している」とだけ言われると、どんなかい離だったのですかと聞きたくなります。その分析がまた大変だということも承知はしているのですが、大きくかい離とは、どうかい離しているのですかというような部分の御説明というのを、どこかでいただけるとうれしいという感じがしております。

これは何も今日明日という話ではなくて、今年度中か、来年度の初めになるのか、その時期は冒頭御質問させていただいたスケジュール表との関係もあるかと思うのですが、この辺がどのようにかい離しているかは、ビジネスサーベイや何かをどうやって作っていくのかにも関わってくる話だと思いますので、いろいろお話をお伺いできると非常に有益ではないかと思った次第であります。

以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。ほかに御意見、御質問ありますか。

それでは、私からですけれども、大変手際よくまとめていただいていると思うのですが、一つ、川崎委員からもご発言があった研究開発の問題、4番についてですけれども、これは日本銀行の短観でも始めるといってお話を何かおっしゃっていたような気がするのですけれども、それは時期的な問題としてはどうですか。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 お答えしてよろしいですか。今、実施しております3月の短観から、研究開発投資について調査を開始する予定です。もう既に皆さんに回答をお願いしているところです。

○**関根委員** ただし、年度値です。

○**宮川部会長** 年度値ですか。

○**肥後日本銀行調査統計局参事役** もちろん、四半期ではありません。事業計画ですので、今年度の実績と来年度 2017 年度の計画を聞くものでありますので、四半期計数ではありません。

○**宮川部会長** 計画と、それから実績値を聞かれるわけですね。

○**肥後日本銀行調査統計局参事役** そのとおりです。年度単位で。

○**宮川部会長** それは、でも年度値だということですね。

○**関根委員** 年度です。

○**宮川部会長** ただ、それでも、企業側の方でどのように御回答いただけるか分かりませんが、御協力をいただいている動きはあるわけです。そういう意味では、なかなか検討できないということにはならないのではないかと私は考えてはおります。企業負担を考えながらということだと思います。

もう一つ、これは重要な点ですけれども、先ほど来御説明がある統計改革推進会議では、GDPの改善に向けて、いろいろな各府省から御提案をいただいているわけですが、一番よく議論されているのは、もっと早くできないかというか、スケジュールを早目にできないかという御要望です。これに対して非常に長いスパンで考えてこられる府省もいらっしゃるわけですが、そういう意味で、こちら、財務省から御検討いただいていることについてみると、取組の開始時期というのはあるのですけれども、いつまでに何らかの結論を出すのかということが明確する必要があります。つまり基本計画というのは2018年度から5年間についての仕事ですから、それまでにきちんと結論が出るのかどうかと言うことが問われます。

それから、もう一つ言えば、今、統計改革推進会議で議論になっていることは、次回のSNAの確報の改定に向けて、きちんとした素材が提供できるかどうかということが重要な点です。そのために、産業連関表もそういうことも議論をされています。国民経済計算の場合は、平成32年度を目途に、いろいろな国民経済計算を取り巻く一次統計について、そういう新たな試みが提供できるかどうかということが重要で、基本計画についても、新たな国民経済計算に資するための基本計画作りをしたいということだろうと思います。

そういう意味で、ここに書かれている2016年度から検討というようなこと、2019年度から試験的な調査で、例えば中間報告なり一次報告がどの時に出されるのかといったようなことについて、財務省からスケジュールを明示していただく必要があるかと思うのです。その点はいかがでしょうか。

○**山崎財務省財務総合政策研究所調査統計部部長** 現時点におきましては具体化をしていないのですけれども、これから設計に当たり、スケジュール感は内閣府と詰めていかなければならない。その上、今の体制ではできない状況だと考えておきまして、人員の要求と予算の要求とシステムの開発ということを考えますと、設計・準備段階で1年、それから予算・人員要求に1年という。

○**宮川部会長** それは、どの件についてということになりますか。

○山崎財務省財務総合政策研究所調査統計部部長 試験期間。

○宮川部会長 試験期間。研究開発ですね。

○山崎財務省財務総合政策研究所調査統計部部長 はい。研究開発。設備投資も在庫もそうですが、そのようなイメージを持っております。

○宮川部会長 もちろんそれを早めるということと、2019 年度から試験的な調査を開始するというので、それについて開始して結論を得る、それが例えば1年間かかって実用化に向けての検討があって、果たしてSNAに提供できるか否かの結論がどこまで出るかということまでが重要という気がしているのですけれども、そこまではここに書かれていないと思うのです。

それから、②の督促、欠測値の補完方法の改善については、私どもも横断的課題検討部会などでいろいろ検討していますと、日本銀行や内閣府がいろいろ検討されて、横置き方法がよいとか、いろいろやられている。既にその方法があるわけですから、これはある意味、長い期間の検討が必要だとは思わないのです。そういう意味で、もう少しはっきりした期間を示していただく必要があるかと思えます。

○山崎財務省財務総合政策研究所調査統計部部長 欠測値につきましては検討を開始したところでして、前にも御報告しましたように、大企業につきましては前後10社の平均値を代入という今のやり方、これが本当に駄目かどうかということも含めて、我々は検証したい。単純に横置きと比べてどうか、その中身の段差がどのぐらいかということ、専門家によく見ていただきたいと思っています。

○宮川部会長 ですから、分析方法はいろいろもう出ていますので、その辺の検討は、専門家の方も活用されるとすれば、すごく長期にわたるわけでもないかと思えますので、その点は改善方法に向けて到達点を明示していただく必要があるかと思えます。

○山崎財務省財務総合政策研究所調査統計部部長 はい。

○宮川部会長 それから、抽出方法の見直しですが、今も議論がありました。平成31年度以降に法人企業統計調査、今も母集団情報と事業所母集団データベースとのかい離の要因を検証しなくてはいけないというところがまだ継続しているということになりますと、基本計画とか未諮問基幹統計の審議では、平成28年度末に結論を得るといったことが、なかなか達成が難しいということですので、この辺も、継続案件というか、基本計画にも記載して改めて検討していただく。これは、もうかなりの期間たっていますので、期限を区切って回答していただくというようなことが必要ではないかと思えます。

○山崎財務省財務総合政策研究所調査統計部部長 先ほど関根委員から指摘ありましたように、現状どのように違っているというのは、実際、総務省とマッチングをしておりますので、どこかで中間報告的なものはやってもよろしいのではないかと、総務省との協議になりますけれども、考えております。

○宮川部会長 お願いいたします。時間的なこともあるのですが、ほかに皆さま、御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、次のようにまとめさせていただければと思います。法人企業統計調査に関しては、設備投資のサンプル断層調整後の公表、⑤です。これまでの民間企業設備投資

に関するところに焦点を当てますので、断層調整値の公表については今年度中に結論を得るということですし、実施のことも言われておりましたので、次期基本計画の計画期間前終了という見込みがありますので、それは基本計画の課題としては除かせていただくということにしたいと思えます。

その他の課題ですが、既に事務局からも説明がありましたけれども、次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方の4項目を載せていただきたいとは思いますが、例えば法人企業統計調査のオンライン調査システムと会計ソフトの連携等による回答者負担と、それから回収率向上、集計事務の迅速化を図るということ、以下3点ありますが、それぞれについて時期を明示していただきたい。それから、部会長の希望としては、できれば、特に四半期速報に係る問題点、それから欠測値の問題点等は、次期国民経済計算の改定までに、実用化の検討も目指した何らかの結論を得る期限を示していただきたい。少なくとも基本計画の範囲内に収まるような形で期限を設定してもらいたいと思っております。

それにつきましては、また改めて財務省から御回答を得た上で委員の方々に見ていただくということで、とりあえずはこの基本的な考え方の4点を基本計画に条件付きで載せて、期限については改めて財務省から、今の私からの要望も踏まえて提示していただくということではいかがでしょうか。

以上、急ぎ足になって大変申しわけないのですが、今のような取りまとめ方でいかがでしょうか。何か御意見ありますか。よろしいですか。

どうもありがとうございます。それでは次に、毎月勤労統計について御審議いただきます。資料の説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 では、資料2-1、1ページ目、上段を御覧ください。この毎月勤労統計調査に関しましては、平成28年度の未諮問基幹統計審議での指摘を踏まえた課題が、基本方針の別紙I、サブタイトルは「雇用者報酬」というくくりになっておりますが、そういうタイトルのもとに3点記述されております。御覧いただければ分かりますように、いずれの課題も本委員会における諮問審議の結果を踏まえて実行するというもので、御承知のとおり、本調査はこの1月27日に、変更が適当と答申をいただいているところです。

なお、この答申の際の部会長メモにおきましては、事業所母集団データベースに関連した公的事業所の名簿情報の充実に関する事項が指摘されておりますが、その点については、この場ではなく、別途御検討いただく予定にしております。

簡単ではございますが、私からの説明は以上です。

○上田総務省統計委員会担当室次長 続きまして、平成26年度の施行状況報告審議で統計委員会が意見を付しておりますので、その点について簡単に御紹介をさせていただきます。資料2-1の①から③までございますが、基本的にはローテーション・サンプリングを導入するための準備を行う。それから、事業所母集団データベースの活用を行うために必要な措置で対応していく。それから、継続標本を活用して参考系列を出すといったことを、26年の施行状況報告審議で課題として提示していきまして、先般行われた諮問審議の中で、基本的には全て御回答いただいていると承知をしております。一方で、諮問の際の

答申として、地方の調査票の保存について、きちんと調整をしてくださいという課題を付しているというところがございます。

私からの説明は、以上です。

○宮川部会長 それでは、厚生労働省からお願いいたします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官 それでは、厚生労働省におきます取組状況の概要です。資料2-2のところでもまとめております。取組状況の概要として、資料2-1にも項目番号としては1番から6番まで書いておりますが、それに沿って資料2-2も作られておりますので、資料2-2に沿って、説明申し上げたいと思います。

資料2-2の1枚目のところには、御参考までに毎月勤労統計調査の概要を載せております。最低限の御説明申し上げますと、本調査は、雇用労働者の賃金・労働時間、雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とする調査として、5人以上の事業所を対象に毎月、そしてまた、5人未満の事業所については年に1回、特別調査として調べているところです。そして、毎月調べている5人以上の方ですが、調査対象や抽出の仕方を事業所の規模に応じて異にしておりまして、30人以上の事業所については、従来、経済センサスの事業所名簿から産業事業所規模別に抽出して、経済センサスの事業所名簿が改まる間隔に沿って、2、3年ごとに総入れ替えをしていたところです。30人未満の方は、調査区を抽出して、調査区内の事業所からまた更に抽出するという二段抽出の仕方をとっておりまして、今までも全体の3分の1を半年ごとに入れ替えるローテーションの方式をとっているところです。

今回の見直しにつきましては、まず30人以上の事業所の調査対象の入れ替え方法に関することがあります。早速ですが、資料2-2の2ページ目からまいりたいと思います。

「統計改革の基本方針」に、2020年、平成32年からローテーション・サンプリング導入に向けて着実に準備を実施とあります。そこで、30人以上の事業所に関しまして、平成32年1月分調査から、毎年3分の1ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングを導入しまして、34年1月には移行完了。それに向けて、現在、経過措置も含めまして、準備を進めているところです。

経過措置と申しますのは、図にあります。現在の調査対象事業所の半数を1年間、残り半数を2年間、それぞれ調査期間を延長しまして、その後、30年の1月分調査から、段階的に部分入れ替えに移行していくというものです。従来、2、3年ごとに総入れ替えをしておりまして、直近では27年1月に総入れ替えをしたところですが、その入れ替え時に生じる結果の段差に対しまして、数値を過去に遡って改訂していたところ、各方面からいろいろ御意見いただきまして、これを契機にローテーション・サンプリングの導入を行うものです。

なお、図でははっきりいたしませんけれども、30年1月、31年1月など、毎年1月分調査で入れ替えるときには、入れ替え前の事業所と入れ替え後の事業所を、両方併せて調査をすることにしております。

また、次の3ページに参りまして、30年1月分調査での入れ替えから、母集団情報としまして、従来の経済センサスの事業所名簿からではなくて、事業所母集団データベースに

よる年次フレームを利用することにいたします。これは「統計改革の基本方針」にも記されているところがございます。先に述べましたローテーション・サンプリングの導入と、あと、毎年母集団情報が更新・利用できるようになった年次フレームの活用があいまって、サンプル入替えに伴う段差が縮小しまして、より信頼性の高い統計が実現することを期待しているものです。

なお、経過措置や、あるいはローテーション化に伴って回収率が低下することがないように、この3ページの下のところにありますけれども、統計調査員の活用範囲の拡大や、オンライン化指導員の設置といったことを考えて、29年度予算、今現在、予算案ですけれども、措置しているところです。

以上、申し上げましたことは、毎月の統計調査の実査をお願いしている都道府県にも、例えば2月に行われました総務省主催の全国統計主管課長会議でも説明して、いろいろとまた御意見などもいただいているところです。今後は都道府県との連絡を密にして進めていきたいと考えているところです。

また、取り組んでいることの3点目ですが、資料の4ページ目です。ここは、統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインが、27年5月に作られているわけですが、このようなことを踏まえまして、30年1月分調査から、調査の対象とする常用労働者の定義を変更するものです。具体的には、資料にありますとおり、常用労働者の定義を、雇用契約が無期の者と、あと、1か月以上の有期の者と、簡明なものにするものです。調査する労働者の範囲が変わることに伴う統計の時系列接続といった問題があるかと思いますが、いろいろな統計から察するに、影響は僅少と考えているところです。

また、毎月勤労統計調査の調査票ですけれども、毎月の調査では、前月末時点と月末時点の2つの時点で労働者数を捉えております。そこで、同じ事業所の定義変更前である29年12月分調査の月末時点労働者数と、変更した1月分調査の前月末時点労働者数に違いがあるかどうかチェックしまして、違っている場合にはその原因を調べて、このようなことを利用して、結果に与える影響を評価したいと考えているところです。

また、4点目ですが、全国調査と特別調査、調査票情報の電磁的記録媒体の保存期間を、今までは3年だったところですが、これを永年とするものです。これは調査票情報の二次利用の推進に資するというのを踏まえたものです。

また、5点目ですが、ローテーション・サンプリングの導入に伴いまして、賃金・労働時間指数の取扱いに関することです。従来、サンプルの総入替えに伴って、指数については過去に遡って補正するというをしていたところです。ただ、入替えに伴う段差の縮小を狙いとしたローテーション・サンプリングの導入といったことの趣旨を踏まえまして、平成32年1月分以降は、標本入替え時における新旧指数をそのまま接続させることにいたしまして、過去に遡って補正するといった取扱いはやめることにいたします。これは経過期間中についても同様です。

なお、利用者の方の分かりやすさとかニーズといったものに配慮した指数、入替え時に、段差、ギャップといったものの有無とか、あるいは数字の見方などに関する情報を併せて提供する考えでおります。

また、6点目は、ローテーション・サンプリング導入に伴って、交代しない事業所のデータを用いた継続指数の作成です。これは「統計改革の基本方針」にも掲げられているものですが、30年の1月分調査から、前年同月と共通の調査対象事業所のデータを用いまして、継続指数を参考値として作成することにしております。

以上、取り組んでいることについて説明いたしました。

○宮川部会長 それでは、事務局からお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 それでは、資料2-1にお戻りいただきまして、裏面になります。次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方の案でございますが、毎月勤労統計調査に関しましては、ただ今の調査実施の説明にもございましたように、答申も踏まえまして、基本方針に掲げられた3点の事項に既に着手してございまして、次期基本計画の始期と予定してございます平成30年4月までには、課題の解決はおおむね図られる見込みとなっているのかと考えております。

一方、本委員会の答申においては、ローテーション・サンプリングの導入等に当たって、利用者の混乱を防ぐための情報提供を充実するよう指摘されているところでございます。このため、次期基本計画には、平成34年1月から完成形となりますローテーション・サンプリングの着実な実施と情報提供の充実についての課題を盛り込んでどうかと考えているところでございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。それでは、ただ今の説明につきまして御質問、御意見等がありましたら、よろしくお願いいたします。

川崎委員、お願いします。

○川崎委員 御説明ありがとうございます。厚生労働省からの御説明、それから対応ぶり、それからその後の事務局での整理の仕方を基本的に伺いまして、私はこのような方向でよろしいと考えております。ただ、この先申し上げることは、基本的にはこれを是としながらも、やや気がかりな点、今後留意点があります。事務局が最後に御説明になった基本的な考え方（案）がありますが、その中の白丸に対する補足として、気になっていることを申し上げます。今度の方式ではローテーション・サンプリングを導入するのは大変結構ですが、それと同時に、母集団情報の方が、年次フレームということで毎年更新されるということになります。その時期になってきますと、母集団の情報が今までのように3年に1回更新されるといったこととは違ってきますので、抽出の仕方、あるいは復元の仕方というものを、母集団情報の提供のされ方に応じて工夫していく必要が出てくるのではないかと思います。

多分、まだその年次フレームの提供のされ方というのは確定的なものではないのだろうと思いますので、是非そこら辺の情報を総務省ともよく早く相談されて確認の上で、推計方法などもいろいろ工夫をしていただきたい。そこについては総務省も協力していただけたらと思います。この点は、必要があればこの基本的な考え方の中に加えるかどうかというぐらいのポイントではないかと思っております。

○宮川部会長 ほかに何かございますか。よろしいですか。

それでは、今、お話にもありましたように、毎月勤労統計は、今年の1月に既に諮問の

答申が出ておりました、これからそれに沿って取り組み始めるということで、それを見つ、平成 34 年 1 月のローテーション・サンプリングへの移行完了に向けて、着実に作業を進めていくということ。それから、その結果公表については、移行期間であることを説明して、利用者の混乱を招かないように努めるということを経験的な考えとして、今、川崎委員がおっしゃった、母集団情報を年次フレームに変えていくということでどういうことが起きるか、変更が起きるかということについては、総務省と相談して今後検討していくということであろうかと思いますが、文章につきましては私と事務局で少し取りまとめさせていただくということによろしいですか。

どうもありがとうございます。それから、先ほどの法人企業統計につきましても、期限をどうするかということにつきましても、財務省から意見を聞いた上で私どもの方で取りまとめさせていただくということで、御了承いただきたいと思います。

それでは、続きまして、建設総合統計、建築着工統計、建築物リフォーム・リニューアル統計の改善について御審議をいただきます。まず事務局から、資料の説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 では、資料 3-1 の 1 ページ、上段を御覧ください。ここでは、「統計改革の基本方針」別紙 I の公的固定資本形成というサブタイトルのもとに整備されております建設総合統計に加えまして、本年度の未諮問基幹統計審議の対象となりました建築着工統計、先般の委員会で最終的な合意書を得たものですが、それに加えまして、昨年上半期に実施しました現行基本計画のフォローアップの対象となった建築物リフォーム・リニューアル統計、これは基本方針では、総固定資本形成・住宅投資というサブタイトルで整理されておりますが、これらの建設関係の統計を一体的に整理したものです。

このうち建築着工統計と建築物リフォーム・リニューアル統計につきましては、統計委員会における指摘を踏まえて、それぞれ 3 点の課題が基本方針にも盛り込まれているところです。また、建設総合統計は、建築着工統計及び建設工事受注動態統計調査等から作成・提供されている加工統計ですが、QE 等とのかい離が発生しているため基本方針に盛り込まれたものと聞いておりますが、詳細につきましては、後ほどの担当府省の説明の中で御確認いただければと考えております。

なお、現行基本計画に掲げられている建築物リフォーム・リニューアル統計の扱いに関しましては、上半期のフォローアップ審議において確認を終えているところです。

私からの説明は、以上です。

○上田総務省統計委員会担当室次長 引き続きまして、統計委員会の意見について、簡単に御紹介をさせていただきます。これまで統計委員会の本件に関する意見につきましては、まだ決定していなくて、案の段階ではありますけれども、今、取りまとめ中の平成 27 年度統計法施行状況報告の建築着工統計の部分について、意見がまとまる予定です。

ポイントを私から簡単に紹介いたしますと、まず 1 つ目の丸、補正調査の標本設計について、工事費予定額を金額階層別に抽出し、一定以上の建築工事は全数調査とするなど、標本設計を抜本的に見直す必要があるという点。

それから、1ページおめくりいただきまして、上から2番目の丸。補正調査の結果が建設投資に関する実態を把握するというより大きな意味を持っているため、補正調査の目的・名称の見直しを検討することが必要であるとなっています。

それから、そのほか、上半期で議論をいたしました審議結果報告書で、建築物リフォーム・リニューアル統計を審議いたしまして、これにつきましては、1つ目の丸、本調査の現状の公表では四半期別GDP速報での利用に間に合わない。今後、必要に応じて速報値を公表するなど、少なくとも二次速報の利用に間に合わせるよう努める必要があるということ。それから、次の丸。今後も国民経済計算への反映に向けて内閣府と連携するとともに、建築物への投資額の把握に努めていただきたいという意見を付しております。

以上がポイントだと思っています。

○宮川部会長 ありがとうございます。それでは、国土交通省からよろしくお願いします。

○渡瀬国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室室長 国土交通省です。私からは、基本的に資料3-1を用いまして説明をいたします。1枚目の一番左の担当府省の取組状況の概要のところですが、まず建設総合統計につきましては、①の公共工事出来高と国・地方公共団体等の決算書との整合性につきましては、2017年度中に整合性を確認する予定です。

続きまして、②の公的資本形成について、QEとGDP年次推計とのかい離の原因につきましては、こちらにつきましても2017年度中に、公的固定資本形成について、かい離の比較・検証を、こちらは内閣府でやっていただく予定となっております。

続きまして、建築着工統計につきましては、まず③の工事費予定額の定義、こちらにつきましても、定義の明確化・周知を図ってまいりたいと思っております。

④の異常値、外れ値につきましては、現状でもシステムチェックで検出をして確認を行っておりますが、今後も自治体等と連携しながら、確認の徹底を図っていききたいと思っております。

⑤の補正調査につきましては、まず公表の形態につきましては、これまで冊子のみの公表だったものを、インターネットでの公表も開始してまいりたいと思っております。また、標本設計の見直し等も行い、精度向上を図ってまいります。

こちらにつきましては、補足して説明をいたしますと、来年度、統計精度向上の取組のオプション検査の対象となっております。補正調査に係る標本設計の検査が行われる予定となっています。この検査を通じて、見直しの内容の検討を進めてまいりたいと思っております。

続きまして、建築物リフォーム・リニューアル統計につきましては、まず⑥、平成28年度調査から以下の見直しを実施とありますが、こちらにつきましては、資料3-2の5ページをまず御覧になっていただきたいと思います。建築物リフォーム・リニューアル統計につきましては、左下のところにありますとおり、平成26年の「公的統計の整備に関する基本的な計画」の中で、右下にありますとおり、大きく「建築物リフォーム・リニューアル工事における投資額の把握」、建築着工統計調査との重複部分を整理しながら把握する。それから「住宅施策等の適切な推進への寄与」、この大きく2点について、見

直し事項として指摘をされているところです。

こちらを踏まえまして、平成 28 年度、今年度の調査から、6 ページに記載のとおり、調査の見直しを行っています。まず、指摘事項の 1 つ目の投資額の把握につきましては、調査基準期間、こちら Q E 対応ですが、従来半年だったものを四半期と変更しています。それから、調査項目「工事種類」につきましては、従来「改装等工事」と 1 つで聞いていたものを、「改装・改修工事」、それから「維持・修理工事」、資本形成部分と中間消費部分を分けて把握できるように見直しをしているところです。それから、調査項目「工事届けの有無」につきましても新しく聞くように変更して、建築着工統計との重複部分について排除できるように把握をしているところです。

それから、2 つ目の住宅施策等の適切な推進に関しましては、調査項目「省エネ対策の工事部位」につきまして、新しく新設しております。それから、「建物の全体の延べ床面積」についても、新しく項目として追加しておるところです。

その他の統計精度向上に向けた改善事項としては、記載のとおりですけれども、大きなところとしましては、一番上のところにありますとおり、調査対象者につきまして、これまで無作為抽出だったものについて、年間完成工事高の大きい特定の業種は全数調査と見直しをしまして、統計精度向上を図っています。

資料 3-1 に戻っていただきまして、⑥につきましては、今、御説明したとおり、平成 28 年度調査から見直しを実施しておりまして、既に平成 28 年度の上半期分の状況につきましては、昨年末、公表をさせていただいております。

それから、⑦の国民経済計算等への反映につきましては、見直し後の調査により得られるデータの蓄積が必要でありますことから、遡及期間及び遡及推計方法の具体的事項について、引き続き関係府省庁間で調整をしていく予定です。

また、⑧の国民経済計算の次回基準改定での実現に向けて、今年度以降開始された新調査の結果を踏まえまして、2018 年度までに、国民経済計算への反映に際しての推計手法や係数への影響、推計上の課題について、こちらは内閣府においてやっていただきますけれども、検討を行っていく予定です。

以上です。

○宮川部会長 ありがとうございます。それでは、事務局。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 では、ただ今のところの下の方の欄です。今後の次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方の案につきましては、この欄の上 3 つの丸に記載してありますように、基本的には、平成 29 年度以前に取組が予定されている建設総合統計に関する課題等は次期基本計画に盛り込まないという整理になろうかと思いますが、一方で、この中には 2017 年度中に実施予定という状態のものもあります。判断し難い状態もございますので、この点は御議論いただければと考えています。

このため、今の整理が妥当ということになれば、次期基本計画には、建築着工統計に関する補正調査についての課題、それから標本設計の見直し、データの精査による精度向上などについて盛り込むこととしてはどうかと考えているところです。

また、一番下のページから次のページにかけてですが、建築物リフォーム・リニューアル

ル統計につきましては、結果を国民経済計算、産業連関表に反映すること、また、国民経済計算への反映については、遡及期間や遡及推計方法等について関係府省間で調整を進めるとともに、調査の公表時期を四半期別GDPの二次速報には間に合うよう努めることなどについて盛り込むこととしてはどうかと考えているところです。

私からは、以上です。

○宮川部会長 どうもありがとうございます。それでは、これまでの説明につきまして御意見、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

北村委員。

○北村委員 建設総合統計のところで、最後に基本的な考え方で、29年度中に実施ということで、課題からは除外するという案が出たのですけれども、毎月勤労統計とかですと、足かけ2、3年かけていろいろ検証してきて、数値がどうだとか、どういう対応があるという議論をかなり積み重ねた上で結論に達しているというのと比べると、ここでこれから決算書との整合性を確認するとか、QEとGDPのかい離の原因について検証を行うといった場合に、それを行った場合にどういう調整があるのかとか、かい離の原因が何で、どういう対処法があるのかということを見ると、検証しましたからこれで課題は解決していますという話にはならない可能性もあると思われまので、それはもう少し慎重に今後も検討を続けていただきたいという意味で、基本計画の中に何らかの形で、先ほど澤村審査官がおっしゃったように、Pマークみたいのを付けておいて、状況に応じては対応していただくということにすればどうかと思います。

○宮川部会長 ありがとうございます。中村委員、お願いします。

○中村委員 私も建設総合統計に関する点でありますけれども、資料3-1の一番上にあります①の公共工事出来高と決算書との整合性と②のQEとGDPのかい離、これはほとんど同じことを言っているのだと思うのですけれども、決算書との整合性を確認することを来年度中にやらなければいけないわけですけれども、この内容について、私、イメージを持つのが非常に難しく、例えばこれは、発注者ごとに受注がきちんと記録されていて、それと決算書の内容が正確に合っているかどうか、合っていたとしても計上時点が違っているというような問題があるとか、そういう言ってみればミクロのチェックまでできるのかという、まずそういう点、どのような検証なり整合性のチェックが行われるのか、どういうことが許されているのか、お聞きしたいと思います。

○宮川部会長 今の話は御質問もありますので、お答えいただけますか。

○関根委員 同じ関係ですけれども。

○宮川部会長 併せて関根委員からどうぞ。

○関根委員 2点、御質問ですが、整合性をチェックしていくということのほか大きな問題としてもう1つあるのは、進捗展開のところをどうするのかということだと思います。その関係で言うと、建設工事の進捗率調査について、前回やってから大分時間がたっているかと思うのですけれども、次回調査について何か御検討の対象になっているのかどうかということも、教えていただきたい。

○宮川部会長 それでは、国土交通省からお願いいたします。

○渡瀬国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室室長 まず、中村委員から御指摘いただきました、ミクロなところまでどこまでチェックができるかというところも含めて、検討していきたいと思っております。

それから、進捗展開につきましては、次回、今のところは平成 30 年度に、新しい進捗率調査を実施できるように努めて参りたいと考えております。

以上です。

○宮川部会長 中村委員、よろしいですか。

○中村委員 結果に興味があります。

○宮川部会長 ほかに御質問ございますか。

川崎委員。

○川崎委員 今までの 3 人の委員の方々の御発言には、私は基本的に全く賛同しますが、全く別の観点から 1 点、お尋ねしたいと思います。それは、この前、2 月の統計改革推進会議で、ある大臣がリフォームのことについて発言されたのが少々気になっています。その時、私はあまり問題意識がなかったのですが、ここでお話を伺いながら、問題意識が出てきました。課題として取り上げる必要があるか、また、もう少し説明をうまくする必要はあるのか、そこら辺をここで少し考えてみていただけたらという趣旨で申し上げたいと思います。

大臣がおっしゃったのは、住宅のリフォームが相当最近増えているのに、それが十分捉えられていないのではないかと。それによって景気の実態が捉えられていないのではないかと。御指摘でした。これが正しいかどうかは、全く私は情報を持っておりませんので、よく分からないのですが、この建築物リフォーム・リニューアル統計が、そういった御疑問に応えられるようなカバレッジあるいは精度を持っているかという問題になってくるかと思えます。

そういう観点から、改めてこの統計の対象を見てみますと、恐らく建設業として認可を受けている業者が対象になってくるだろうと思うのですね。ところが、リフォームは多分、額が小さいから、認可を受けていない業者でもできるという意味で、リフォーム・リニューアル調査がカバレッジとして十分かどうかという議論があるのかもしれませんが、大臣がそこまでお考えになっておっしゃったのかどうかよく分からないのですが、そういう論点があるのかもしれないと思うのです。

この調査の方法とか内容については相当工夫されていてよいと思うのですが、母集団情報のところが、いただいた資料の 5 ページ目のところの調査対象が建設業許可業者ということになっていて、果たしてそれで大丈夫かどうか。そうはいつでも、許可されていない業者というのは、恐らく受注している業務の規模が小さいので、よほど件数が大きくない限り GDP に影響を与えるほどではないのかもしれないと思うのです。

この辺り、国土交通省にお尋ねした方がよいか、むしろ SNA の対応をされている内閣府にお尋ねした方がよいのか分からないのですが、別に今、明確な結論をすぐ出すという意味ではないのですが、この問題をどのようにお考えか、もし御意見がありましたら教えていただけたらと思います。

○渡瀬国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室室長 精度向上という意味では、今回の調査から、大手、大きな業者については全数調査をしていくといった向上を図っておりまして、説明は割愛させていただきましたけれども、資料3-2の5ページのところに、右の真ん中にグラフがありますけれども、一番右に、今回新しい組み直した形での調査、初回の上半期の結果が出ておりますけれども、受注高はかなり上がっています。ちまたで、もっと本当はリフォーム市場が大きいのではないのかといった御疑問を持っていらっしゃる方がいらっしゃると思いますけれども、そういった意味で、今回、大分精度向上を図ったために、大分捕捉率も、具体的にどのくらい上がったのかとはなかなか説明しにくいところがございますけれども、上がってきたのではないかと私ども考えておりまして、今後、引き続きこのような形で調査をして、状況を見ていきたいとは思っております。

○西郷委員 関連することで、私、このリフォーム・リニューアル調査の検討会にもオブザーバーとして出席させていただいていたのですけれども、供給側だけから、供給側というのは、リフォーム・リニューアル工事を提供している方だけから捉えようとする、どうしても、今、川崎委員がおっしゃったような面が出てきて、額としてはもしかしたら小さいかもしれないけれども、本来であれば、供給側と同時に、需要側の方でも捉えられるようにした方がよい。

ただ、それは国土交通省が所管している統計だけだと全体的にはカバーできないことから、家計調査とかは難しいかもしれないので、例えば住宅関係の総務省の統計であるとかで、リフォーム・リニューアルに関しても何らか、全体が捕捉できないまでも、裏がとれるような感じの補足的な調査を実施していただくとか、多分この統計だけで捉えようとする方がよいというか、そのようにアプローチしても、どうしてもアクティビティを全般的に捉えるのは難しく、限界があるのではないかという感じはいたします。

○川崎委員 全く西郷委員の御意見と同感で、私も、ここでの議論はどうしても調査ごとに縦割りで検討してくことになるのですけれども、結局、我々、今、この議論をやっている究極の目的は、統計が体系的に全部きれいにカバーするというのにどうしたらよいかということで、決して、今、申し上げたのは、国土交通省だけで何か対応をした方がよいという明確な仮説を持って言っているわけではありません。どこにどういう対策があるだろうかという気持ちで申し上げます。

そういう意味で、解決策は、この議論、一連のものをやって、最後にもう1回横断的なもの、あるいは両方にまたがるようなものというのを整理してみたらよいのかという気持ちで申し上げました。必ずしもここに何か書いてくださいという趣旨ではありません。

○宮川部会長 ほかに御意見がございますか。

それでは、私からですが、基本的には北村委員、中村委員、それから関根委員がおっしゃっていらっしゃる印象を私もっております。建設総合統計に関する2番目の話ですね。公的資本形成、QEと、それから年次推計とのかい離については、私は何らかの形で1回検証をした上で、さらに、建築物リフォーム・リニューアル統計と同じように、SNA等への反映をどうするかということまでを含めて考えないと、検討だけでは意味がな

と思います。それゆえ基本計画の中には、引き続きの検討、それからSNAの反映まで考えた検討というのを盛り込んでよいのではないかと思います。文章については事務局と相談したいと思いますが。

それから、もう一つ、法人企業統計でも申しあげましたけれども、今の国土交通省の御説明ですと、建築着工統計の、補正調査での標本設計の見直しとか、データ精査の徹底等、それから産業連関表、国民経済計算への反映等について、いつまでに行うかということが、まだ情報として得られていませんし、基本計画策定の場合には、こうした到達点についての情報も必要かと思しますので、これは国土交通省から後で情報をいただいた上で取りまとめていきたいという、懸案はございますけれども、その追加を除くと、建築着工統計に関しては、今年度の未諮問基幹統計に係る審議での指摘を踏まえて、補正調査について標本設計の見直し、データの精査徹底等による精度向上、調査名及び目的の見直しを検討するという基本的な考え方として整理し、建築物リフォーム・リニューアル統計に関しては、産業連関表及び国民経済計算への反映を行う。それから国民経済計算への反映についての遡及期間及び遡及推計方法の具体的時期については、関係府省庁間で調整を進めて、産業連関表への反映については平成31年度まで、それから国民経済計算については平成32年度目途の次期基準改定を目標とするということです。また、建築物リフォーム・リニューアル調査の公表時期について、四半期別GDPの二次速報の利用に間に合わせることに努める。それぞれについて先ほども言いましたように期限を付けて、かつ、もう一度繰り返しになりますけれども、建設総合統計についてのQEと年次統計との乖離については、引き続き2017年度の検証結果をどのように国民経済計算に反映していくかということを検討した上で、できる限り国民経済計算、リフォーム・リニューアル統計と同じく、その検証結果をもって産業連関表及び国民経済計算への反映に努めるということを、少し事務局と詰めていきたいと思っております。

そういう取りまとめ方でよろしいですか。

どうもありがとうございます。それでは、最後になりましたが、訪日外国人消費動向調査について御審議をいただきます。資料の説明をお願いします。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 それでは、資料4-1を御覧ください。記述があまりないのですが、この調査につきましては、基本方針の中では外需等というようなサブタイトルで整理されているものでして、取組内容といたしましては、都道府県別の訪日外国人旅行消費額を把握するために標本規模を拡大するというものですが、この訪日外国人消費動向調査に関しましては、現行基本計画における課題はありませんし、一般統計調査であるため、統計委員会でこれまで諮問・審議等をされたということもありません。

基本方針に盛り込まれた背景には、内閣府の「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会」におきましてインバウンド消費に関する事項が議論されたことに関連した取組と理解していますが、詳細につきましては、後ほどの担当府省の説明の中で御確認いただければと考えているところです。

私からは、以上でございます。

○宮川部会長 それでは、観光庁から御説明をお願いいたします。

○舟本観光庁観光戦略課課長 観光庁です。お手元の資料4-2に従いまして、簡単に紹介をいたします。

訪日外国人消費動向調査の概要、1枚おめくりいただきまして、1ページというところ
です。訪日外国人の消費実態を把握し、観光行政の基礎資料とすることから、平成22年
から行わせていただいている調査になります。旅行の動向、消費実態、再訪意向、満足度
等々を調べさせていただいております。各調査対象・調査方法を書いていますけれども、
現在は、年4回、約1万サンプルを取って調査をしています。日本全国の18の空海港で、
調査員による聞き取り調査をしています。四半期ごとになっています。平成27年から今
のサンプル数9,710になっていまして、それ以前は6,600でありました。そこは国籍ごと
の消費額を出してございまして、対象とする国籍数を増やしていくという過程でサンプル数
を増やしてきたという実態があります。

1枚おめくりください。調査項目が書かれております。今申し上げました消費実態とい
うところは真ん中の黄色のところを書いてありますけれども、それに加えまして、各種満
足度とか情報源といったような、観光行政に必要なデータも併せて取っているところ
です。

1枚おめくりください。ページ数で行きますと3ページ、右側に書いてありませんけ
れども、これが結果として、消費額についての結果の数字になっています。グラフの左側
ですけれども、2010年から2016年速報値までお示しをしております。直近、昨年の
速報値ですけれども、3兆7,476億円ということが訪日外国人の旅行消費額となってい
ます。右側は四半期ごとのデータになっております。折れ線グラフにつきましては、訪日外
国人の1人当たりの旅行支出額ということで、総消費額を人数で割った数字になっていま
す。

1枚おめくりをください。円グラフが2つあります。2015年の確報値と2016年の速報
値を出しております。御覧のとおり、中国が一番多くて、約4割の消費額になっています。

1枚おめくりください。5ページになります。現在私どもでやっております観光の調査
の見直しをしております一環で、訪日外国人旅行者の消費動向調査につきましても都道
府県ごとの消費動向を把握することを目的にいたしまして、昨年、年度で言いますと平成
28年度の事業といたしまして、予備調査を実施いたしましたところ
です。予備調査の実施概要というのは、下を御覧いただければと思っておりますけれども、調査実施は昨年の10月から
12月にさせていただいております。調査項目といたしまして、都道府県別の費目
別の消費額を追加して調査をするということ、さらに、サンプル数を確保するという観点
から、右側ありますけれども、従前の空港に加えまして、新たに15の空海港で調査をさ
せていただく。さらには、昨今、飛行機ではなくて、クルーズ船でいらっしゃる方が非常
に増えておりますので、クルーズ船につきましても調査対象として、右の外国船社のク
ルーズが寄港する主な6つの港でも、クルーズ船の旅行者に対する調査も併せてやっ
ております。

1枚おめくりください。6ページになりますけれども、今の予備調査の概要です。サン
プルサイズといたしましては、先ほど都道府県ごとの数字を出すという点から、都道府県
ごとで最低100サンプルの確保を目指すという観点から、サンプル数を、今、設定してい

まして、合計で2万800人に聞いています。これで適切かどうかというのを、今、検証しておりますけれども、その結果を踏まえて、30年から実際にこの調査をやる予定で、現在、準備を進めておるところです。

最後のページ、7ページを御覧いただければと思いますけれども、具体的に調査票のところ、今までは地域ごと、全国1本の調査ということで、日本に来て幾ら何に使ったかというのを調査しておったわけですが、この7ページの下の調査票を御覧いただきますと分かる通り、どこから入国して、どこから出国をする、その途中の訪問地を書いていただくとともに、それぞれの場所でどういうものにお金をどの程度使ったかというのを書いていただくという調査をしたということです。

以上です。

○宮川部会長 よろしいですか。

それでは、事務局から。

○澤村総務省政策統括官付統計審査官 この訪日外国人消費動向調査に係る次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方ですが、基本的には、これまでも申し上げていますように、平成29年度以前に取組が予定されている課題は次期基本計画に盛り込まないという整理になるかと思いますが、一方で、現時点では予定という状態ですし、ただ今の説明にありましたように、予備調査の結果を踏まえてという部分もあります。また、その結果を踏まえての標本規模の拡大だけか、本当にこれでよりの確な把握につながるのかというような、事務局としても非常に悩ましいと考えているところでして、この点について御議論いただければと思います。よろしく願いいたします。

○宮川部会長 それでは、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

北村委員。

○北村委員 これ、一般統計ということ、私、今までそんなに考えてきたことなかったのですが、簡単に言えば、これ、聞き取り調査をしているわけですよね。そうすると、統計的に考えると、母集団とか標本とかそういう感じではないとして、どのようにランダムマイズして、ある程度ランダムにいろいろな人に出会うような形で試みをされているのかという、あるいは調査の仕方の秘密というか、コツみたいなものがあるのかどうかということと、同時に、同様の調査は外国でもやっていて、国際比較した上で、あるいは外国の調査等を考慮した上で、こういう設問調査をされているのか、それとも我が国独自の調査か、そこも私、何も分かっていないのですが、あと、予備調査で、最後に調査票が出てきたのですが、これ、かなりの国の言葉で表現しないとイケないのではないかなと思うのですが、何か国ぐらいの対応があって、出てきた人の言語が合わないと、その人からサンプルを取れないとか、そういうこともあるのかとか、何かいろいろ、調査の仕方について、基本的なことを教えてほしいのです。

○宮川部会長 それでは、観光庁からお願いいたします。

○舟本観光庁観光戦略課課長 ありがとうございます。まず調査につきましては、1ページに書いてある通り、空港で調査員による聞き取り調査をやっています。予算の制約等々もありますので、一定の期日で、あとは四半期ごとにしてございますので、季節のば

らつきはここで確保しつつ、それぞれの空港で、特に外国人の方、出国のときに特に消費という観点で調べていますので、出国の段階で、日本にいる間にどれぐらい使ったかということを確認することにしています。

それで、大体訪日外国人の方の、成田、羽田、それから大阪、関西空港を使って出国される方、全体の半分ぐらいになります。それで、あとは先ほどおっしゃいました、母集团的に言いますと、国籍ごとにどの空港からどの程度の人数が出られているかというのは、これは法務省の出入国管理統計がありますので、そこをベースに、それぞれの空海港から出られる母集団というのは、そこで把握できることになっているところです。

それから、言語について言うと、12 の言語で質問票は作ってございまして、基本的に今は i P a d を使って、調査員が i P a d に出ている言語を見せながら、実際には調査をして入力をしていくというようなやり方になっています。

国際的な海外との比較も可能なデータを作っておりますけれども、具体的に現時点で詳細に、私が外国でも全く同じような調査しているかどうかということまで知見が今ないものですから、それは後ほど資料として提出させていただきます。

○宮川部会長 どうもありがとうございました。

北村委員。

○北村委員 追加ですけれども、出入国の母集団のデータは多分あると思うのですが、ここで調査された国別の分布とどのように違うのかとか、そういう検討はされているのですか。答えていただいた方の分布が統計に出てくる母集団とどれぐらいずれているのかとか、そういう調整とか検討はされていますか。

○舟本観光庁観光戦略課課長 各国ごとのサンプルがもともとの母集団と合うように加重平均を掛けて、取るサンプル数を調整しています。

○北村委員 調査員の方が空港に行って、その国の人を何人調査しなくてはいけないというノルマがあって、それについて出会った人から順番に埋めていって、まだこの国の人足りないからもう1回調査しようと、そういうことをやっているということですか。

○舟本観光庁観光戦略課課長 おっしゃるとおり、各国の取るべき必要なサンプル数を事前に設定していて、そのサンプル数が取れるまでやるということになっています。

○宮川部会長 どうぞ、西郷委員。

○西郷委員 何をもってランダムとするかという話だと思うのですが、この調査はほかの公的統計とは全く違って、何か名簿があって、そこからランダムに採るということがそもそもできない調査です。ですからイメージとしては、選挙や何かでやっている出口調査のイメージに近いと思うのです。そこに投票に来た人たちが母集団であって、それはその日にならないと分からない。そういうところで出口調査をどうやっているかという、大抵の場合は系統抽出のように10人おきに聞いたりとか、そういう形でランダムなものを確保しようとしているわけです。それに近いようなイメージがあって、ここでは空港で出口調査で使っているようなテクニックに近いものが使われているということですが、最初に申しましたように、大分他の統計とは統計の作られ方が違う。

ですから、一般統計ではあるのですが、これが将来的に非常に重要な統計になる

ということは、多分、今の日本の観光の位置付けからすると間違いないところなので、一般統計ではあるけれども、何かモニターするというか、どういうやり方でやっているのかというのを統計委員会でチェックする仕組みがあってもよいのではないかと個人的には思います。

○宮川部会長 御意見ありがとうございます。ほかに。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 私もかなりお二方と同意見ですが、これはもともと難しい調査を本当に苦労してやられているという気がします。それから外国でも、私は、個人的にも外国に出張で行ったときに、空港でこれと似たようなことを聞かれたり、あるいは飛行機の中で確か調査票を配られた覚えもあったりするので、多かれ少なかれ、こういう出口調査的な格好でやっているのだらうという気はしております。

その上で、かなり今、アンビシャスな目標が立てられているところがあると、思うのです。といいますのは、この都道府県別の消費動向というのは、当然、地域統計の充実ですので、私もあったらよいと思うのですが、これは今の統計だけでも大変なのに、これで本当に都道府県別がどこまで正確に把握できるのだらうかというのは非常に心配です。なぜならば、記憶に頼って、あなた何県で消費しましたかと聞いても、日本人でも多分記憶し切れないし、観光地があれば何県かと言われても、分からない観光客が多いかもしれないと思うのです。

そう思いますと、これはもちろん努力していただくのは大変よいことですが、多分その成果をまた1回評価するようなことも必要になってくるのではないかと思いますので、あまり過重な負担をおかけするつもりは全くないのですけれども、大事であるがゆえに、議論をしたりしながら、いろいろなアイデアをまた吸収していただいて、改善につなげていただけたらありがたいと思いますので、そういう意味で、お二方の御意見に賛成です。

○宮川部会長 ほかに御意見ございますか。

どうもありがとうございます。それでは、原案では特に基本計画では取り扱わないということでしたけれども、今、委員の方々の御意見、それから非常に重要な統計であるということから考えまして、かつ、今の御説明ですと、今のスキームでの本調査は平成30年度からとお伺いしている。

○舟本観光庁観光戦略課課長 30年1-3月分からです。

○宮川部会長 そうしますと基本計画期間に入ってくる可能性もありますので、そういう意味で、今の皆さまの御意見も聞いて、モニタリングとかそういう点について、基本計画にどういう形で反映させるかどうかというのは、事務局と相談して案を作ってみることにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうもありがとうございます。かなり駆け足で皆さまに審議をお願いいたしましたが、本日予定の審議項目は、これで終わらせていただきたいと思います。最後にこれだけは言っておきたいということがございましたら、御発言お願いいたします。

○野呂委員 報告者負担の発言ばかりをする立場で本当に心苦しいのですが、仮に、それぞれ個々の統計の報告者負担については、何とかできるのではないかという判断ができた

といたしましても、今回、国民経済計算関係では、いろいろな統計が一度に見直されますので、全部足してみたら、時期が重なったり、あるいは担当者が重なったりで、無理だということもあろうかと思しますので、一段落ついた時点で棚卸しして、全体としてどれだけ報告者負担の増減があるかということを考えていただくと、より現実的であると思います。

○宮川部会長 分かりました。それは既に野呂委員も統計改革推進会議でもおっしゃっていますから、これは並行して議論しなくてはいけないことだと思いますし、そこでの議論と齟齬がないような形で取りまとめていく必要があるのではないかとはいっていますので、先ほど関根委員もおっしゃいましたように、その議論と並行して、整合的な議論は、最後、突き合わせていかななくてはいけないのではないかとはいっております。どうもありがとうございます。ほかに何かございますか。

ありがとうございます。それでは、次の部会の開催日程につきまして、事務局から御連絡をお願いいたします。

○上田総務省統計委員会担当室次長 次回2回目は、3月29日水曜日15時から霞が関の4号館の4階の共用第4特別会議室で開催する予定としております。詳細は別途御案内させていただきます。

○宮川部会長 本日は予定の時間を超過いたしました。あまりうまい司会ではなかったので、申しわけございませんでした。皆さま方の御協力と御忍耐に感謝いたします。どうもありがとうございました。